

前 金	部分払い
☒ 有 無	0 回

令和6年度下施排第2－3号

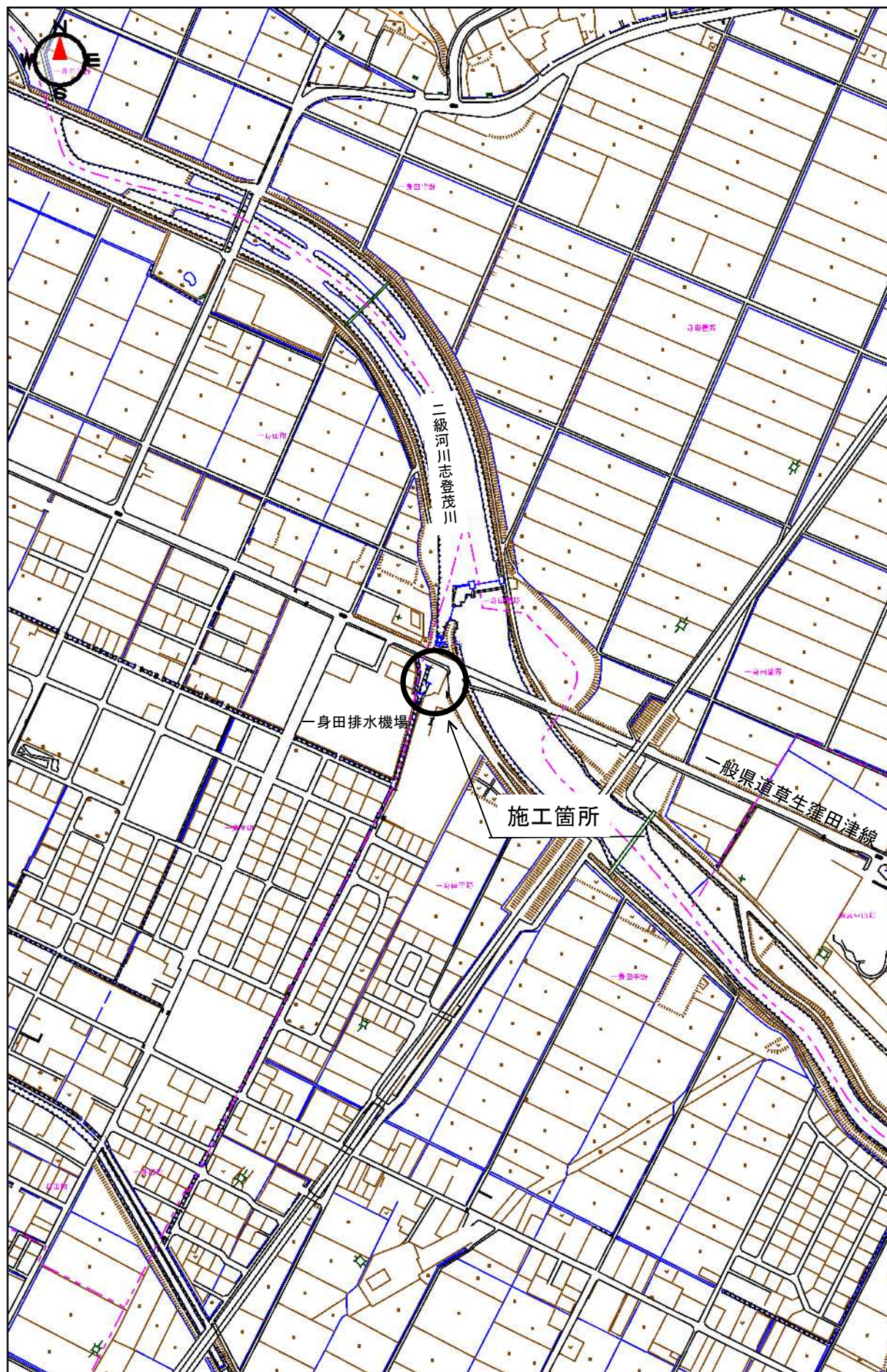
一身田排水機場沈砂池機械設備(1号除塵機等)修繕 設 計 書

津市上下水道事業局
下水道施設課

令和 6 年度 下施排 第2-3号	修 繕 設 計 書	局 長	
		局 次 長	
修 繕 名	一身田排水機場沈砂池機械設備(1号除塵機等)修繕	課 長	
		検 算 者	
施 工 場 所	津市 一身田平野 地内	調 整 ・ 担 当 主 幹	
		担 当 主 幹	
設 計 金 額	〃 一 (内消費税等相当額 円)	担 当 副 主 幹	
		主 担 査 当	
工 期	令和7年2月28日限り		
		修 繕 の 大 要	
沈砂池設備 自動除塵機(水路幅3, 300mm×水路高さ3, 100mm) 開閉機 一式 1基 1台			

位置図

令和6年度下施排第2-3号
一身田排水機場沈砂池機械設備
(1号除塵機等)修繕



内 訳 表

費 目	工 種	種 別	細 別	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
本修繕費				1	式	———	———	
	機器費			1	式	———		明細表第 1 号のとおり
		直接修繕費		1	式	———	———	
			輸送費	1	式	———		
			材料費	1	式	———		明細表第 2 号のとおり
			労務費	1	式	———		明細表第 3 号のとおり
			複合工費	1	式	———		明細表第 4 号のとおり
			直接経費	1	式	———		明細表第 5 号のとおり
			仮設費	1	式	———		明細表第 6 号のとおり
		計 (直接修繕費)						
		間接修繕費		1	式	———	———	
			共通仮設費	1	式	———		明細表第 7 号のとおり
			現場管理費	1	式	———		
			据付間接費	1	式	———		
		計 (間接修繕費)						
		計 (据付修繕原価)						
	設計技術費			1	式			
	計 (修繕原価)							

内 訳 表

[illegible]

明細表

第 1 号

[illegible]

明細表

第 2 号

種 別	細 別	材 料	形状寸法	数量	単位	単 価	金 額	摘 要
材料費				1	式	——	——	
	電線類	EM 600V CE/F	8sq -3c	10.9	m			
	電線類	EM 600V CE/F	3.5sq-3c	3.30	m			
	電線類	EM CEE/F	2.0sq -15c	12.7	m			
	電線類	EM CEE/F	2.0sq-2c	3.30	m			
	電線類	IE/F	8sq	10.9	m			
	電線類	IE/F	3.5sq	3.30	m			
	電線類 付属材料			1	式	——		
	電線管類	厚鋼 電線管	G16	3.30	m			
	電線管類	厚鋼 電線管	G22	3.30	m			
	電線管類	厚鋼 電線管	G28	7.26	m			
	電線管類	厚鋼 電線管	G36	7.26	m			
	電線管 付属材料			1	式	——		
	プルボックス	250×250×200 完全防水SUS製		1	個			
	補助 材料費			1	式	——		
	計 (材料費)							

明細表

第 3 号

[illegible]

明 細 表

第 4 号

[illegible]

明細表

第 5 号

[illegible]

明細表

第 6 号

[illegible]

第 7 号

12

明細表

第 8 号

[illegible]

施 工 内 訳 表

第 1 号

[illegible]

令和 6 年度下施排第 2－3 号

一身田排水機場沈砂池機械設備（1号除塵機等）修繕

仕 様 書

津市上下水道事業局
下水道施設課

第 1 章 一般共通事項

1 適用範囲

本仕様書は、津市が発注する機械・電気設備に係る工事及び修繕（以下、「工事等」という。）に適用する。

2 関係法令等に遵守

本仕様書において特に明記無き事項については三重県公共工事共通仕様書（三重県県土整備部公共事業運営課監修兼編集）に従い施工すること。

また、機器仕様に記載した事項のほか使用する機器及び材料等については、その性質、操作性等を十分考慮したものを使用し、工事等の施工にあつては関係法令、県・市条例、規則、規定及び規格等を遵守することとし、下記に示す関係法令、規格等については特に留意すること。

- (1) 労働安全衛生法
 - (2) 消防法
 - (3) 建設リサイクル法
 - (4) 電気事業法
 - (5) 電気用品安全法
 - (6) 電気技術規程（JEAC）〔内線規定〕〔高圧受電設備規程〕
 - (7) 建築基準法
 - (8) 計量法
 - (9) 日本産業規格（JIS）
 - (10) 日本電線工業会規格（JCS）
 - (11) 電気設備に関する技術基準を定める省令
 - (12) 電気学会電気規格調査会標準規格（JEC）
 - (13) 日本電機工業会標準（JEM）
 - (14) （機械・電気）設備工事一般仕様書及び標準仕様書（地方共同法人日本下水道事業団）
 - (15) （機械・電気）設備工事共通仕様書（国土交通省大臣官房官庁営繕部）
 - (16) 揚排水ポンプ設備技術基準・同解説（一般社団法人河川ポンプ施設技術基準）
 - (17) ダム・堰施設技術基準（案）（一般社団法人ダム・堰施設技術協会）
 - (18) その他関係法令、条例及び規格、及び地方共同法人日本下水道事業団発刊基準類
- 上記の法律等は、全て適用するものの内容が競合等の重複する場合には協議をし決定する。

3 打ち合わせ

本工事等の請負契約終結後、すみやかに受注者は、本市監督員との打ち合わせ及び現場調査等を実施し、その施工内容を熟知すると共に、疑義があればこれを正し、受注者はその打ち合わせ内容についての議事録を作成し、記録等を整備するものとする。

4 環境配慮

受注者は、機器製作及び選定あるいは施工計画にあたり下記の事項について特に留意し、特に請負金額が750万円以上の場合にあつては、本市に建設副産物（スクラップ、コンクリート砕りガラ等）の再利用計画等について届けると共に、必要な書類を提出し、環境に配慮し施工しなければならない。

- (1) 騒音、振動の抑制
本工事等において使用する建設機械にあつては、排出ガス対策型建設機械指定要領に基づき国土交通省で指定された建設機械を使用するものとする。
なお、排出ガス対策型建設機械に代えて、国土交通省で認定された排出ガス浄化装置を装着した建設機械についても、排出ガス対策型と同等とみなすものとする。
- (2) 地下水のかん養（雨水浸透等）
- (3) 建設副産物の再利用（掘削残土の削減、現場内利用の促進、コンクリートガラ等の再利用促進、その他リサイクルの推進）
- (4) 廃棄物の適切な処分
- (5) その他、機器選定等及び施工に係る省エネルギーの推進

5 承諾図書

受注者は、機器製作にあたり機器詳細仕様書、機器詳細図（製作機器及び購入機器の主要部品図、付属品図等を含む）、その他、必要な図書を本市に提出し、承認を受けるものとする。

6 軽微な変更

全て設計図書及び仕様書に基づき施工するものとして、これに明記なきもの、軽微な変更については、本市監督員の指示によるものとする。

7 器材・機器類の保管

受注者は、本工事等に必要資材等の集積場所及び保管場所等について本市監督員の指示を受けて受注者の責任により管理すると共に、工事等の竣工引き渡しまでの器材・機器類等の保管、保護をしなければならない。

8 既設営造物の損傷、その復旧

受注者が既設の建築物及び構造物あるいはその設備、機器及び装置並びに備品等を破損、損傷または汚染した場合は、速やかに現状に復旧させると共にその費用の一切を受注者が負担する。

9 提出書類

提出書類は原則として三重県公共工事共通仕様書に記載するものの他、本市監督員の指示する必要な書類を提出するものとする。

なお、そのサイズは、指定なきものを除き原則全てA4版とする。

10 試験及び検査

(1) 受注者は、機器及び材料の試験を行い、その成績書を本市監督員に提出し、承諾を受けるものとする。

(2) 主要機器については、製作工場において本市監督員等の立ち会いのもとに諸試験を行うことがある。この場合、立会日の10日以前に必要な書類を添付のうえ、その試験、検査等について書面で申し出ること。

(3) 機器、材料の検査及び試験のうち、公的またはこれに準ずる機関の発行した証明書等により、その成績が確認できるものについては、本市監督員の承諾のもとに省略することができる。なお、各試験、検査等は、受注者において必要な計器機器等を負担、準備し、実施しなければならない。また試験及び検査等に市監督員が立ち会わない場合は、その試験結果について写真、資料等を添付し本市監督員に報告すること。

(4) 試験及び検査の結果、本市監督員等の承諾が得られず、工事等に使用することが不適当なものと判断された場合には、受注者は、いかなることがあっても使用してはならない。

11 機器製作及び現場施工の記録写真

(1) 写真の分類

ア 着手前、現場施工状況及び完成写真（同一アングルにて撮影のこと）

イ 機器製作状況写真（機器製作手順による工事製作状況写真、既製標準品は除く）

ウ 現場施工写真（現場における施工状況写真）

エ 安全管理写真

オ 材料検収写真

カ 品質管理写真

キ 出来形管理写真

(2) 写真の色彩、大きさ

カラー・サービスサイズ

(3) 写真の撮影基準

ア 写真の撮影にあたっては、工事名、工種内容、測点等の必要な項目を記載した小黒板を被写体と共に写し込むこと。

イ 不可視部分の写真整理

不可視になる出来形部分については、出来形寸法等が確認できるよう特に注意して撮影しなければならない。

12 施工管理

- (1) 請負金額500万円以上の工事等を受注または変更した場合、受注者は三重県公共工事共通仕様書「CORINSへの登録」に準じ「登録内容確認書」を監督員に提示しなければならない。
- (2) 受注者は、現場における工事開始と共に責任ある技術者を現地に常駐させ、工事等の期間中の危険防止対策を十分に行い、労働災害の防止に努めなければならない。
- (3) 受注者は、常に資材その他の整理整頓、清掃に努め、また工事等の完了に際しては、施工場所の後片付け、清掃等を実施すること。
- (4) 機器、資材等の搬入は、できるだけ通学通勤時間帯を避けるものとして、万一、この時間と重なる場合には、関係車両は付近の住民等、一般車両を優先しなければならない。
- (5) 受注者は、付近の住民あるいは工事等の作業員に対して事故等、災害が発生した時は、速やかに本市監督員に報告しなければならない。

13 竣工

- (1) 施設等の受け渡し（引き渡し）
工事等の完了に伴う設備、機器、施設等の受け渡しは、本市のほか必要な関係官公庁署の試験、検査等に合格した後とする。
- (2) 技術指導
完成施設等の使用に先立ち各機器の操作技術について講習会等を受注者の責任において実施し、必要な資料を提出すること。
- (3) 保証
 - ア 保証期間は、完成検査合格後（引き渡しの日より）2年間とする。
 - イ 保証期間中に生じた施工及び材質あるいは構造上の欠陥による全ての破損及び故障等については、受注者の負担にて速やかに補修、改造または新品と交換を行わなければならない。
 - ウ 保証期間満了時には、受注者の担当技術者を派遣し、設置機器あるいは工事等の対象設備の点検及び整備を行わなければならない。
 - エ 保証書は、完成図書に綴じ込むものとする。

14 疑義

- (1) 本仕様書及び添付図面等の内容についての不明な事項は、必ず本市監督員に照会し、説明を受けること。
- (2) 施工中において、図面、仕様書、その他に疑義を生じた場合は、全て本市監督員の指示及び解釈による。

15 その他

- (1) 本工事等の設計図書、仕様書に記載する一切の機材等は、全て受注者が調達するものとし、設計数量より多少増加したり、詳細にわたり明記されていない事項であっても工事等の性格上、当然必要なものについては、全て受注者の負担とする。
- (2) 受注者は、工事等の施工にあたり特許権、その他第三者の権利の対象となっている機器、部材を設置または使用する時は、その設置及び使用に関する一切の責任を負うものとする。
- (3) 設備機器等の維持管理上、必要な予備品、消耗品及び工具類については、その一覧表を本市監督員に提出し、承諾を受けた後、納入するものとする。

第2章 修繕施工

1 修繕概要

本修繕は、一身田排水機場除塵機及び調整ゲートの開閉機が老朽化により運転に支障をきたしていることから除塵機及び開閉機を更新し機能の回復を図ることを目的とすることである。

2 修繕範囲

- (1) 既設除塵機（点検歩廊含む）の撤去及び処分
- (2) 新設除塵機（点検歩廊含む）の製作及び設置
- (3) ケーブル撤去及び据付
- (4) 調整ゲート開閉機撤去及び処分
- (5) 調整ゲート開閉機製作及び設置
- (6) 除塵機及び開閉機の工場試験、輸送、試運転
- (7) その他必要な事項

第1節 除塵機

1 使用目的

流入した雨水中の浮遊物を阻止し、かき揚げることを目的とするものである。

2 製作機器仕様

- (1) 形式 ダブルチェーン式背面降下前面掻揚型（SUS製）
- (2) 池寸法 水路幅3, 300mm×深さ3, 100mm
- (3) スクリーン 目幅50mm×有効巾2, 832mm×取付角度75°（参考）
- (4) 速度 約3～5m/min
- (5) 駆動装置 3.7kW（相当）×200V×60Hz
- (6) 安全装置 過負荷防止用減速機内蔵型トルクリミッタ
シャーピン（直結の場合不要）
- (7) 台数 1基

3 既設機器仕様

- (1) 型式 間欠式自動除塵機
フリーレーキピンラック式
- (2) スクリーン 目幅50mm
- (3) 取付角度 75°
- (4) 掻揚速度 約7.2m/min
- (5) 駆動装置 電動機直結両軸形減速機
3.7kW×200V×60Hz
内蔵型磁器ブレーキ付
- (6) 安全装置 過負荷安全装置付
- (7) 重量 約11.6t（点検歩廊重量約1.3t含む）
- (8) 台数 1基

4 構造概要及び製作条件

- (1) 本装置の各強度は、十分な安全率をとるものとする。
- (2) チェーンの強度は、全負荷がレーキ部の片側に掛かった際しても十分に耐え得るものとして計算する。

(3) 装置各部の強度は十分あっても、腐食及び摩耗の恐れがある部分は肉厚を考慮する。

(4) 騒音及び異音に考慮した構造とすること。

5 各部構造

(1) 駆動装置

ア 駆動装置は、電動機直結サイクロ減速機または遊星歯車減速機等を使用し、駆動軸への伝動は直結またはローラーチェーン掛けで行う。

イ 駆動装置用減速機は周囲に点検台を設けること。

ウ 駆動用装置据付部には、伝動用ローラーチェーンの緊張用として、スライドできるベースを設けること。またローラーチェーンにはオフセット（2リンク分）を取り付ける。

エ 伝動ローラーチェーン露出部には、ステンレス鋼製（エキスパンド等）にて点検・給油に便利な点検窓を設け、カバーを取り付けること。

オ 駆動装置の出力軸側スプロケットホイールの歯は、機械切りで、歯数は出力側で最小17枚、従動軸側はそれ以上とし歯面には熱処理を施した耐摩耗性に優れたものとする。

カ 減速機が油潤滑の場合、減速機排油弁には、ビニールホース等の接続可能な短管を取り付け常時はキャップ止めしておく。

キ 潤滑油の注油口及び廃油口とも、容易に交換できるように配置し、アダプタ等を特に必要としない構造とする。

(2) フレーム

ア フレームはステンレス鋼板製（厚9mm以上）とし、溶接およびボルトで強固に組立、溶接歪、曲がり等ない構造とする。

イ サイドフレームには、かき揚げ用チェーンのガイドレールを設け、し渣のかき揚げ、排出が支障なく行われるよう構造的に十分考慮し製作する。

ウ フレームにつけるレーキガイドレール（厚9mm以上）は、かき揚げ用チェーンローラが転動するガイド溝を設けたもので、サイドフレーム壁部に設置するものとする。レーキガイドは、かき揚げ側及び戻り側に設ける。

エ フレーム上端部には、かき揚げ用チェーン緊張装置としてスクリュテークアップを設けるものとする。スクリュテークアップは、主軸軸受を摺動して調整するものとし、テークアップ用ねじは台形ネジとする。おねじはステンレス鋼（SUS304）めねじは青銅製のものとする。

オ レーキガイド下部でのレーキがU字型チェーンガイドにて反転する際のチェーンに多少の緩みができても円滑に転動しU型チェーンガイドから離脱しないようにする。

カ レーキガイドには、し渣が付着しないよう十分考慮するものとする。

キ シュートの清掃が容易に行えるように、必要な場合には清掃口を設け、作業台を取り付ける。

(3) エプロン

ア レーキにて掻き揚げたし渣は、スクリーン上端からのし渣の落下位置までエプロンにて途中、落下停滞することなく、効率よく搬出できる構造とする。

イ エプロンは鋼板（厚9mm以上）製で裏面に必要に応じて形鋼製支持材を設け、ひずみのないものでフレームに強固にとりつける。

(4) かき揚げ用チェーン、スプロケットホイール

- ア かき揚げ用チェーンはブシュッドローラーチェーン又はブシュッドチェーンとする。チェーンの強度は全負荷荷重が片側に掛けられた場合にも安全なものとし、保証（最低）破断強度は226kN以上でプレート、ローラー、ピンともステンレス鋼製としピッチは152.4mmとする。また容易に脱輪しない構造とする。
- イ かき揚げ用チェーンには、レーキ取付け用アタッチメントを組み込む。
- ウ スプロケットホイールは、耐摩耗性の高いステンレス鋳鋼またはダクタイル鋳鉄製（歯前ステンレス製）とし歯数は11枚以上とする。
- エ 下部にUチェーンガイドは、チェーンの進行を円滑に行える構造にするとともに、チェーンがはずれることのないよう十分考慮したものとする。

(5) 軸

主軸は1本物とし十分な強度を有し、スプロケットホイールと軸はキーにて固定し、軸と軸受はスラスト荷重によりずれることなきよう、強固に固定する。

(6) レーキ

- ア レーキは、チェーンの全長ほぼ等間隔（約3.0m又はそれ以下）に取り付ける。
- イ レーキの両側には、バースクリーンのピッチに適應したつめ切り、効率良くし渣をかき取るとともにレーキが反転してし渣を落とす構造とする。
なお、レーキのかみ込み寸法は微調整できるようにすること。
- ウ レーキは、特に強固な構造とし、かき取ったし渣がこぼれないような構造とする。

(7) スクリーン

- ア スクリーンは、平鋼（FB75×9以上）の歪み等を確実に取除き、平鋼が等間隔になるようスペーサをはさみ、両ねじの通しボルトにて組付け組立てること。
- イ スクリーンは、支持用形鋼にボルトにて取り付けするものとし、支持用形鋼は両端を水路側壁にアンカーボルトにて固定すること。
- ウ アンカーボルトは躯体鉄筋に接合し、十分に強度を有すること。
- エ スクリーンの強度は、その前後の水位差1.0mに耐え得る構造であること。

(8) 補助スクリーン

- ア スクリーン下部はレーキの通過のため開口があり、これをカバーする為に除塵機前面下部に補助スクリーンを設け除塵機本部のし渣を掻き揚げやすい構造とする。
- イ 補助スクリーンは固定式のものとし、水路底に直接的に固定すること。
- ウ 除塵機停止時には、し渣の通り抜けがないように、スクリーンと補助スクリーンにレーキがかみ合う一定位置でレーキが停止するよう、レーキ停止位置リミットスイッチを設ける。

(9) 給油装置

- ア かき揚げ装置各部の軸受には給油配管を設ける。
- イ 給油方法は、原則として集中給油方式とし、給油は手動グリースポンプによるもので、必要数量の分配弁を設ける。グリースガンによる場合は、給油しやすい位置にグリースニップルを設けること。
- ウ 給油口から各軸受けまでの配管は、分配弁の1次側をステンレス（SUS304、Sch40）、2次側は、水中部ステンレス管（SUS304、Sch40）、その他は被膜銅管（Cu-T）及び耐圧ゴムホースとする。
- エ 配管は、必要箇所を堅固に支持固定し、支持材を防食処理する。テークアップ等移動する

軸受にはできる限りフレキシブル管を使用する。

オ 池内配管はフレームに収め、流木等による破損を防止する。

6 使用材料

- (1) フレーム SUS 304
- (2) チェーン
 - ア 動力伝達用 特殊鋼
 - イ かき揚げ用 SUS 304 又は SUS 403
- (3) スプロケットホイール SCS 2 又は SCS 13
- (4) 軸 SCS 304 以上または SUS 403
- (5) レーキ SUS 304
- (6) スクリーン SUS 304
- (7) エプロン SUS 304
- (8) 点検歩廊 SUS 304
- (9) ボルト・ナット類 SUS 304 または SUS 403

7 保護装置

- (1) 過負荷防止用減速機内蔵型トルクリミッタ
- (2) シャーピン（直結の場合不要）

8 試験、検査

本設備、機器に係る検査は、機械設備工事一般仕様書及び機械設備工事必携に基づいて行うものとし、製作工場にて組立完成后、試験を行う。また、各作動時における電流値等の確認を行い、試運転報告書を提出すること。

9 塗装

本設備は、機器のステンレス製部分は酸洗いを行うものとし、無塗装とする。

10 据付

- (1) フレームとスクリーンは相対的な位置を十分考慮し、かき揚げ時にレーキとスクリーンの噛み合いに支障のないよう十分注意すること。
- (2) 除塵機据付部及び床面コンクリートスラブにそれぞれアンカーボルトにて強固に固定する。
- (3) フレーム及びスクリーンは指定された取付角度に据え付ける。
- (4) 据付け後、分解点検が容易にできるよう据付け時に考慮する。
- (5) 接水部両サイドフレーム前面には、水流のよどみを防止するため導流版を取り付ける。

11 撤去

本工事では、現場での撤去作業時には周辺環境に配慮し撤去材の飛散防止に努めること。

12 電気工事

- (1) 本工事では、除塵機から除塵機操作盤までの動力及び制御線の既設撤去及び新設を行うこと。
- (2) 現場操作盤（W 700mm×H 1700mm）は、既設流用し移設すること。
- (3) 更新に伴い、定位置スイッチの設定変更及びブレーキ用電磁開閉器の撤去をすること。

13 仮設

止水については、既設の止水板（W 3,300mm×L 2,000mm）を用いて止水すること。

14 複合工

- (1) 除塵機基礎 鉄筋コンクリート（0.13m³）

(2) 歩廊基礎 無筋コンクリート (0.02 m³)

15 標準付属品

- | | |
|----------------------|----|
| (1) アンカーボルトナット (SUS) | 一式 |
| (2) レーキ (アタッチメント共) | 1組 |
| (3) ガイドローラ | 2組 |
| (4) その他必要なもの | 一式 |

第2節 開閉機

1 使用目的

河川からの止水用に使用する。

2 製作機器仕様

- | | |
|------------|-------------------|
| (1) 型式 | NCK30Dピンラック式 |
| (2) 出力 | 0.4kW×220V 6P |
| (3) 回転数 | 1120rpm |
| (4) 揚程 | 2.0m |
| (5) 開閉許容荷重 | 30.0kN |
| (6) 開閉速度 | 0.3m/min |
| (7) ラック棒 | RA20型 4.5m (既設流用) |

3 既設仕様

- | | |
|------------|-----------------------|
| (1) 型式 | NC30D-e coピンラック式ゲート |
| (2) 出力 | 0.28kW×220V 6P |
| (3) 回転数 | 1120rpm |
| (4) 揚程 | 2.0m |
| (5) 開閉許容荷重 | 30.0kN |
| (6) 開閉速度 | 0.3 m/min |
| (7) ラック棒 | RA20型 4.5m |
| (8) フレーム寸法 | W2610mm×D640mm×H200mm |
| (9) 重量 | 1.1t |

4 使用材料

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 開閉機本体 | FC200以上 |
| (2) フレーム | SS400 |

5 構造

- (1) 巻上機は、電動ラック巻上式とする。
- (2) 洪水時等の非常時に、自重降下による急降下閉鎖が可能な構造とする。
- (3) 停電時は手動にてゲートを開閉できるものとする。
- (4) 巻上機には、安全装置として上下限リミットスイッチ及び非常上限リミットスイッチと過負荷検出装置及び手動過負荷防止装置を装備すること。
- (5) 巻上機手動ハンドルは、いたずら防止のため、ハンドルロック装置を設けるものとする。
- (6) 塗装についてはダム・堰施設技術基準 (案) により制作すること。

6 試験・検査

メーカー使用の試験・検査を行い、検査成績書を提出すること。

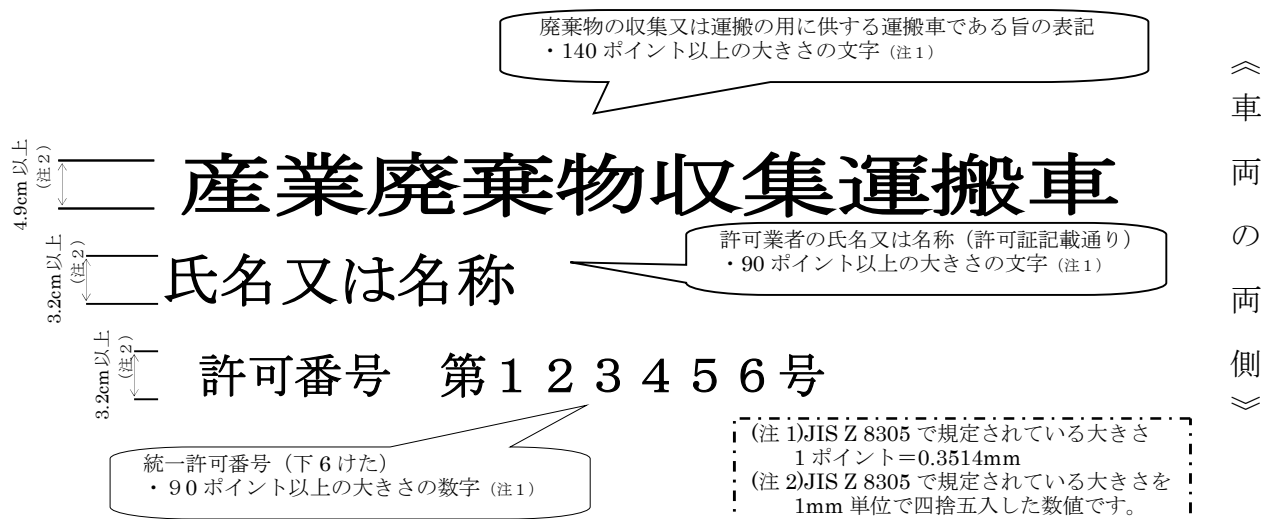
7 据付

- (1) 扉体、戸当たり、ラック棒及びケーブルは既設流用すること。
- (2) 据付にあつては、既設流用との関連寸法等を確認し、定められた機能を満足できるように据付すること。
- (3) 作業は降雨時を避けて行うこと。

[産業廃棄物収集運搬車への表示・書面備え付け]

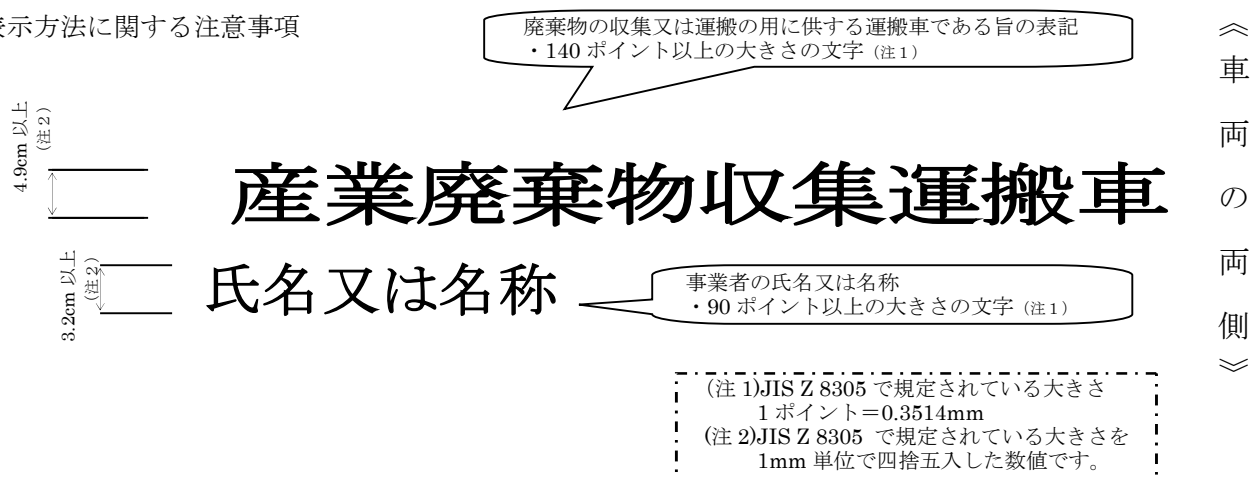
産業廃棄物の収集運搬に係る表示及び書面備え付けを行うものとする。

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）収集運搬業者の表示例



排出事業者が自ら収集運搬する場合の表示例

表示方法に関する注意事項



表示方法に関する注意事項

- ・ 車両の両側面（車体の外側）の見やすい位置にわかりやすいように表示すること。
- ・ 表示は車体に直接塗装するか、プレートを車体に鋸で固定することが望ましい。やむを得ずステッカー、はめ込みプレート、マグネットにより着脱が可能な方法で表示を行う場合、ステッカー等の素材には風雨に耐えられるものを使用すること。また、走行中に破損したり、車体から外れたり、他者に容易に取り外されないようにすること。
- ・ 文字・数字には、車体・ステッカー等の色を考慮し、識別しやすい色を用いること。また、風雨でかすれたり、容易に書き換えられないようにすること。汚れ等が付着した場合は、ただちに取除くこと。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.1

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仕 様 関 係	☒ 共通の仕様	☒ 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）は、三重県公共工事共通仕様書に優先する。
		☒ 三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月版）を適用（部分改定を行った内容も含む（最新改定：令和5年11月1日））
		☒ 本市が制定する要綱及び規則等に準拠するとともに監督員の指示により執行すること。
		☒ 「施工プロセス」のチェックリストを活用し、津市工事請負契約款、設計図書及び三重県公共工事共通仕様書等に基づき、施工・手続等が適切に実施されていることを常に監督員と共有し、確認すること。
		☒ 設計変更を行う際には、津市設計変更ガイドライン(平成31年3月)（一部改正：令和2年4月）を参考とする。
		☐ 「土木構造物設計マニュアル（案）編」を適用
	公園工事の仕様	☐ 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事共通仕様書（令和5年5月）に準ずること。
		☐ 津市工事請負契約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）及び三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に定められた事項以外の工事仕様は、国土交通省都市局 公園緑地工事施工管理基準（令和3年7月）に準ずること。
工 程 関 係		☐ その他（ ）
		☐ 調整項目（ ☐ 資材等の流用 ☐ 仮設及び工事用道路等の調整 ☐ 建設機械等の調整 ☐ 施工順序の調整 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）
		☐ 制限する工種名（ ） 施工時期及び施工時間（ ） 施工方法（ ）
		☐ 工種（ ） について、施工日の即日開放を原則とする。
		☐ 工種（ ） について、事前に（ ）警察署）と立会を行い、確認後、施工すること。
		☐ 工期は、繰越手続が完了後、（ ）年（ ）日）までに変更します。
		☐ 協議が必要な機関名（ ） 協議完了見込み時期（ ）
		☐ 占用物件名（ ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ））
	☒ 支障物件の移設	☒ 施工に支障となり、ゴミ置場等の移設が必要な場合は、施工前に関係機関、所有者、関係自治会等と調整を図ること。また、移設場所及び移設時期を所有者、関係自治会等へ事前に回覧等を配布するなど周知の徹底を図ること。なお、調整結果を監督員に報告すること。
	☒ 地下埋設物等の損害	☒ 地下埋設物及び架空線等上空施設の調査結果を監督員に報告すること。また、地下埋設物件等に損害を与えた場合は、直ちに関係機関に通報及び監督員に連絡し、応急措置を取り補修するとともに、周辺住民に対して適切な処置を講ずること。
	☒ 官公庁への手続き等	☒ 道路の使用許可申請及び消防長への道路工事の届出等を行うこと。また、諸手続きにおいて、許可、承諾を得たときは、その書面の写しを監督員に提出すること。
	☒ 通学路確認	☒ 工事箇所を通学区域とする学校に確認し、通学路であった場合は、対象の学校と協議し、工程の調整を図り、通学者の安全を確保すること。また、学校の協議結果を監督員に報告すること。
		☐ 部分使用箇所（ ） ☐ 部分使用時期（ ） ☐ 部分使用目的（ ） ☐ 部分引渡し指定部分（ ） ☐ 部分引渡し時期（ ） ☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.2

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
用地関係	☐ 用地補償物件の未処理箇所あり	☐ 未処理箇所（ ☐ 別添図等 ☐ № ～№ ☐ 別途協議） ☐ 完了見込み時期（ ☐ 令和 年 月頃 ☐ 別途協議）
	☐ 仮設ヤードの有無	☐ 仮設ヤード（ ☐ 官有地 ☐ 民有地 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 仮設ヤード使用期間（ ） ☐ 仮設ヤードからの運搬距離（L = km） ☐ 使用条件・復旧方法（ ） ☐ その他（ ）
公害対策関係	☐ 施工方法の制限あり	☐ 制限項目（ ☐ 騒音 ☐ 振動 ☐ 水質 ☐ 粉じん ☐ 排出ガス ☐ その他（ ） ☐ 施工方法等（ ☐ 指定工法名（ ） ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 施工時期（ ）
	☐ 事業損失防止に関する調査あり	☐ 調査項目（ ☐ 騒音測定 ☐ 振動測定 ☐ 水質調査 ☐ 近接家屋の事前調査 ☐ 近接家屋の事後調査 ☐ ☐ 地盤沈下測定 ☐ 地下水位等の測定 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 調査方法（ ☐ 別途資料 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議）
		☐ 家屋調査は、主任技術者（監理技術者）の管理のもと、三重県業務委託共通仕様書に基づき調査を実施すること。また、調査に従事する者（補助者を除く）は、調査対象物件に応じた建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者を充てること。なお、身分証明書交付願を速やかに監督員に提出し、身分証明書交付後に家屋調査を実施すること。
	☐ 地下水位低下	☐ ウェルポイントは、近隣家屋の事前調査完了後に着手すること。また、工事現場周辺の井戸調査を行い、井戸が残存する場合は、井戸の水位の変化に細心の注意を払うこと。なお、近隣家屋の事前箇所及び井戸調査範囲は、監督員と協議すること。
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
安全対策関係	☐ 近接施設等に対する制限	☐ 既存施設あり ・近接公共施設（ ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ その他（ ） ・近接施設（ ☐ 擁壁（ ） ☐ ブロック塀 ☐ 家屋 ☐ その他（ ） ・現地の状況を適切に把握して施工を行うこと。 ☐ 工法制限あり ・制限を受ける工種（ ） ・制限内容（ ）
	☒ 現場での安全確保（自主施工の原則）	☒ 受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること。 ☒ 設計図書に明示された施工条件と工事現場が一致せず、安全確保のために指定仮設の変更や計上が必要な場合は、監督員と協議を行い指示を受けた後、受注者として適切な安全確保の措置を講じたうえで、工事を実施すること。
	☒ 事故速報の提出	☒ 受注者は、工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に連絡するとともに、事故の概要を所定の書面により速やかに報告すること。
	☐ 掘削（床掘り）	☐ 図面に表記した掘削及び床掘ラインは、数量算出に用いたものであり、掘削の深さ、掘削を行っている期間、土質条件、地下水の状況及び周辺地域の環境条件等を総合的に勘案し、安全かつ確実に施工すること。
	☒ 作業後の現場確認	☒ 工事中は、路面に段差や小構造物等突起物がないよう仮舗装等で十分すり付けを行い、毎日の作業終了後工事現場内を十分に調べ、危険な箇所は即日補修を行うものとする。
	☐ 土砂崩落・発破作業に対する防護施設等に指定あり	☐ 安全防護施設等の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議） ☐ 保安要員の配置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議）

（注） 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
安全対策関係	☐ 交通安全施設等の指定あり	☐ 交通安全施設等の配置（☐ 別添図等 ☐ その他（☐ 別途協議） ☐ 交通誘導警備員の配置（☐ 別添図等 ☐ その他（☐ 別途協議） ☐ 指定路線 ☐ 指定路線以外 ☐ 交通誘導警備員の配置人員数 ☐ 概算人数による算出 ① 交通誘導警備員の人数は、概算数量としているため、設計変更の対象とする。 概算延べ人数：交通誘導警備員 A： 人 B： 人 （注：交通誘導警備員Aが配置できない場合も変更の対象とする。） ② 受注者は、工事着手前に配置計画等（配置人員、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする交通誘導警備員の延べ配置人員を協議すること。工事着手後、計画を変更する必要がある場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、延べ配置人員の算出は、具が定める作業日当たり標準作業量等を用い作成するものとし、現場条件等により具の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績人数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 交通誘導警備員の配置完了後、協議により定めた実績人数が確認できる資料を提出すること。 ☐ 積上げによる算出 配置人員数（ 人 ）（うち交通誘導警備員A（ 人 ）） （注：配置人員数の変更は原則行わないものとする。但し、交通誘導警備員Aが配置できない場合は変更の対象とする。） ☐ 交通誘導警備員の配置時間（ ） ☐ 交通誘導警備員の配置期間（ ） ☐ 交通誘導警備員配置の対象工種（ ）
☒	定期安全研修・訓練等	☒ 安全教育及び安全訓練等は、工事着手後、作業員全員（交通誘導警備員含む）の参加により月当たり、半日以上時間を割当て、以下の各号から実施する内容を選択し、定期的に安全に関する研修・訓練等を実施すること。また、作業員全員の参加が困難な場合は、分割して実施する事も出来る。なお、安全教育及び安全訓練等の実施状況を記録した資料及び写真を整備及び保管し、監督員及び検査員に提示すること。 (1) 安全活動のビデオ等視覚資料による安全教育 (2) 当該工事内容等の周知徹底 (3) 工事安全に関する法令、通達、指針等の周知徹底 (4) 当該工事における災害対策訓練 (5) 当該工事現場で予想される事故対策 (6) その他、安全・訓練等として必要な事項 ☒ 安全教育及び安全訓練等は、以下に示す項目の具体的な計画を作成し施工計画書へ記載すること。 (1) 工事期間中の月別安全研修・訓練等実施全体計画 (2) 全体計画には、下記項目の活動内容について具体的に記述する。 1) 月当たり半日以上時間を割り当てた安全研修・訓練等の実施内容・工程に合わせた適時の安全項目 2) 資機材搬入者等一時入場者への工事現場内誘導方法 3) 現場内の業務内容及び工程の作業員等への周知方法 4) KY及び新規入場者教育の方法 5) 場内整理整頓の実施 6) その他安全に関する取組み
☒	安全巡視等	☒ 安全巡視者を定め、安全巡視者はその所在を明らかにするとともに、施工計画書の内容、工事現場の状況、施工条件及び作業内容を熟知し、適時、作業員等の指導及び安全施設や仮設備の点検を行い、工事現場及びその周辺の安全確保に努めること。また、安全巡視、KY活動、TBM等の実施状況を記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。

（注） 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.4

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
☒ 安全対策関係	☒ 災害防止協議会（安全衛生協議会）の設置	☒ 下請け契約を締結する場合には、下請負人の工事施工・安全管理の責任者等を含め、災害防止協議会を設置し、作業間の連絡調整を図り、災害防止に努めること。また、協議会の開催は毎月1回以上とする。なお、実施状況を記録した資料（実施状況写真があることが望ましい）を保管し、監督員及び検査員に提示すること。
	☒ 新規入場者教育	☒ 新規入場者教育等（交通誘導警備員を含む）は、本工事の現場特性を反映した内容で実施すること。また、実施状況がわかる記録した資料を整備、保管し、監督員及び検査員に提示すること。
建設発生土・産業廃棄物関係	☐ 建設発生土受入地の指定あり	☐ 受入地の条件（ ☐ 別途図面 ☐ 運搬距離（L＝ km） ☐ 受入料金なし ☐ 別途協議 ☐ その他（ ））
	☐ 建設発生土受入地未定	☐ 受入地未定につき別途協議する。（ ☐ 暫定運搬距離 L＝ km、 ☐ その他（ ））
	☐ 産業廃棄物の処理条件あり	☐ 産業廃棄物の種類（ ☐ コン塊 ☐ アス塊 ☐ 木材 ☐ 汚泥 ☐ その他（ ）） ☐ 産業廃棄物の処分地（ ☐ 再生処分場（ ） ☐ 最終処分場（ ） ☐ 別添図書 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ）） 【注：特段の理由により処分先や運搬距離を明示する場合はその他の項目（ ）に記入のこと。】
		☐ 処分場の受入条件（ ） ☐ 舗装切断時の排水処理 アスファルト・セメントコンクリート舗装の切断時に発生する排水（泥水）を河川や側溝に排水することなく排水吸引機能を有する切断機械等により回収するものとする。また、回収水等は、産業廃棄物として取り扱うものとし、適正に処理しなければならない。「適正に処理」するとは、「廃棄物処理及び清掃に関する法律」に基づき、産業廃棄物の排出事業者（受注者）が産業廃棄物の処理を委託する際、適正処理のために必要な廃棄物情報（成分や性状等）を処理業者に提供することが必要である。なお、受注者は、回収水等の産業廃棄物管理票（マニフェスト）について、監督員に提示しなければならない。
	☐ 再生資源利用計画	☐ 舗装切断時の回収水等の運搬・処理については、契約後、監督員と協議すること。 ☒ 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	☒ 再生資源利用促進計画	☒ 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。
	☒ 産業廃棄物税	☒ 本工事には産業廃棄物税相当分が計上されていないため、受注者が課税対象となった場合には完成年度の翌年度の4月1日から8月31日までの間に別に定める様式に産業廃棄物税納税証明書等を添付して当該工事の発注者に対して支払請求を行うこと。なお、この期間を超えて請求することはできない。また、設計数量を超えて請求することはできない。
	☒ 産業廃棄物処理	☒ 産業廃棄物の処理を委託する場合には、廃棄物処理法に規定する委託基準を遵守し、産業廃棄物収集運搬業者等、産業廃棄物処分業者等との契約書（写し）及び収集運搬業・処分業の許可証（写し）を監督員に提出すること。
	☐ その他（ ）	☒ 産業廃棄物管理票（紙マニフェスト）または電子マニフェストにより、適正に処理されたことを確かめるとともに監督員に提示すること。また、完成検査時に検査員に提示すること。
工事用道路関係	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）
	☐ 一般道路（搬入路）の使用制限あり	☐ 経路及び使用期間の制限内容（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
	☐ 仮設道路の設置条件あり	☐ 使用中及び使用後の措置（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
		☐ 用地及び構造（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
		☐ 安全施設（ ☐ 別添図等 ☐ その他（ ） ☐ 別途協議（ ））
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.5

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
☒ 施工条件	☒ 施工	☒ 津市工事請負契約約款、設計図書（別冊の図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書）に明示されていない事項であっても、機能上及び施工上当然必要と認められるもの、並びに取合いのはつり・補修・復旧は、受注者の負担において処理すること。 ☒ 工事期間中（養生期間中を含む）の工事箇所に隣接する乗入れについて、所有者（使用者）と施工前に協議し、施工時間の調整を行い、必要に応じ鉄板等を用いるなど乗入れを確保すること。また、受注者は、完成後の乗入れの形態を所有者に事前に説明し、了承を得ること。 ☒ 排水構造物の施工中は、常に通水可能な状態を確保すること。また、降雨時等は状況把握に努め、必要に応じて臨時の措置を講じること。 ☒ 受注者は工事箇所に官民若しくは住民の境界を示すもの（杭、鉋、プレート等）が発見された場合は、オフセット等境界を示すものの位置が明確となる資料及び状況写真を添付し、施工前に監督員に報告すること。 また、用地付近又は官民境界付近に接して工事を行う場合には、地権者の了承を得て着手すること。 ☒ ダンプトラック等による過積載等の防止に関する特記仕様書（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）に準拠すること。 ☒ 現場施工及び、現場外走行時の防塵対策については、周囲に粉塵等の影響が無いよう対策を講じ、通行及び入家に対し十分配慮すること。 ☒ 万が一被害が生じた場合は、受注者の責において解決にあたるものとする。 ☒ 既存排水施設等に影響を及ぼす恐れのある濁水（土粒子を多量に含むもの）は、沈砂または濾過施設を通すなど濁りの除去等の行った後、放流すること。また、万が一環境に影響を及ぼす事態が発生した場合は、受注者の責において解決に当たること。 ☐ 本工事の現場における現場技術業務を（公財）三重県建設技術センターに委託するため、支援技術者が監督員に代わって施工体制点検、現場立会、観察又は検測を行う場合は、業務に協力すること。また、書類（施工体制台帳、施工計画書、報告書、データ、図面等）の審査に関し説明を求められた場合は、説明に応じること。ただし、支援技術者は、工事請負契約書第9条に規定する監督員ではなく、指示、承諾、協議、検査の適否の判定等を行う権限は有しない。 (2) 監督員から受注者に対する指示又は通知等を支援技術者を通じて行う場合は、監督員から直接、指示又は通知があったものとみなす。 (3) 監督員の指示により受注者が監督員に対して行う報告又は通知は、支援技術者を通じて行うことができる。 (4) 本工事を担当する支援技術者の氏名は右記の通りである。 支援技術者： ☒ 電子メールを活用した情報共有を行う場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。実施方法については、津市建設工事電子メールを活用した情報共有に関する実施要領に基づき、監督員の指示によるものとする。 ☒ デジタル工事写真の電子小黒板を使用する場合は予め工事打合簿にて監督員に報告を行うこと。また、三重県デジタル工事写真の小黒板情報電子化に係る特記仕様書（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照）に準拠すること。 ☐ 「ICT活用工事（土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（土工）1,000m3未満）特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（小規模土工）特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（舗装工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（法面工）特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（地盤改良工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（河川浚渫）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（舗装工（修繕工））特記仕様書【施工者希望型】」令和4年1月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（擁壁工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（基礎工）特記仕様書【施工者希望型】」令和4年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ICT活用工事（構造物工（橋脚・橋台））特記仕様書【施工者希望型】」令和5年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「特記仕様書（土木工事編）（受注者希望型）」を適用 ☐ 津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照 ☐ 「特記仕様書（土木工事編）（発注者指定型）」を適用 ☐ 津市HP「調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）、週休2日モデル工事の試行について」を参照 ☐ 「熱中症対策に資する現場管理書の補正に関する特記仕様書（三重県）に準拠すること。また、「気温の計測方法」「計測結果の報告方法」「具体的な熱中症対策の方法」について施工計画書に記載するとともに、熱中症対策実施後においては、実施状況について写真を添付して報告すること。 ☐ 公園内工事

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。

明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。

別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.6

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
施 工 条 件	☐ 災害復旧	☐ 工事用道路として使用する敷地は、施工期間中及び施工終了時に原形に復旧すること。また、地権者より制約条件、時間的制約等、要望された場合は、速やかに監督員に報告すること。
	☐	☐ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第29条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。
	☐ 工使用機材の保管及び仮置きが必要あり	☐ 保管場所 () 期間 () その他 ()
	☐ 現場発成品あり	☐ 品名 () 数量 () 保管場所 () その他 ()
	☐ 支給品あり	☐ 品名 () 数量 () 引渡場所 ()
	☐	☐ 時期 (令和 年 月 日) その他 ()
	☐ 現場密度の測定の指定あり	☐ 開削埋戻しの品質管理として、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準（案）品質管理 道路土工に準拠する）を行うこと。また、測定は、延長10.0m毎に測定することとし、測定位置は、埋戻し深さの1/2程度とする。また、測定頻度は1回（3試料）以上とし、縦断方向に3試料を測定すること。なお、測定費用は受注者の負担とする。
	☐	☐ 立坑埋戻しの現場の品質管理として、現場密度の測定（三重県公共工事共通仕様書 建設工事施工管理基準（案）品質管理 道路土工に準拠する）を行うこと。また、埋戻し深さが5m未満の立坑の試験位置は、埋戻し深さの1/2程度の位置及び埋戻し天端の2箇所とし、試験頻度は1回（3試料）以上とする。埋戻し深さが5m以上の立坑の試験位置は、概ね均等な間隔となるよう設定する。試験頻度は3mにつき1回（3試料）以上とする。なお、費用は受注者の負担とする。
	☐ 砂基礎材料	☐ 砂基礎材の規格については、最大粒径20mm以下、且つ0.075mmふるい通過質量百分率10～20%以下とする。
	☐ 埋戻し材料	☐ 【購入土（現場発成品）】は、設計図書で明示する試験を実施し試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発成品）が埋戻し材料に適している場合は、監督員と協議し、流用土に変更する。
☐	☐ 【流用土（現場発成品）】は、設計図書で明示する試験を実施し試験結果を監督員に報告すること。なお、試験結果により掘削土（現場発成品）が流用土に適していない場合は、監督員と協議し、適した材料に変更する。	
☐ 公共ます	☐ 公共ます設置位置申請書等に基づき設置すること。また、施工前に必ず申請者及び使用者に設置位置等を再度確認し、承諾後に施工すること。	
☐	☐ 申請者及び使用者より設置位置等の変更の申し出があった場合は、監督員に報告し、処理対応方法について、監督員の指示を受けること。	
☐	☐ やむを得ず管止めとなる場合は、その理由を明確にし、申請者に説明するとともに監督員の承諾を得た後に管止めとする。また、管止めの位置がわかるようにピン等で表示するとともに本市指定の管止め調査に状況がわかる写真を添付し、監督員に提出すること。	
☐ 盛土材等工事間流用あり	☐ 運搬方法 () ☐ 受注者で運搬 ☐ 受注者以外で運搬 ☐ 別途協議 ☐ その他 ()	
☐	☐ 引渡場所 () ☐ 別添図等 ☐ 別添図等 ☐ その他 ()	
☒ 現場パトロール	☒ 数量 () 運搬距離 (L= km)	
☐ その他 ()	☐ 公共工事の品質確保の促進を図る目的として、津市政策財務部検査課において、施工状況の確認等現場パトロールを実施することがある。	
工 事 支 障 物 件 関 係	☐	☐ その他 ()
	☐ 工事支障物件あり	☐ 支障物件名 () ☐ 鉄道 ☐ 電気 ☐ 電話 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 有線 ☐ その他 ()
	☐	☐ 移設時期 () 令和 年 月 頃 ☐ 別途協議
	☐	☐ 防護 ()
監督の区分	☐ その他	☐ その他 ()
	☒ 一般監督	重点監督の場合 【注：全ての工種に適用しない場合は、対象工種欄をチェックし、対象工種名を記入すること。】
	☐ (ただし、低入札価格調査制度の調査対象工事となつた場合は、全ての工種を重点監督とする。)	☐ 全ての工種に適用する。
仮設備関係	☐ 重点監督	☐ 対象工種 ()
	☐	※これ以外は、一般監督とする。
	☐ 仮設備の設置条件あり	☐ 使用期間及び借地条件 () ☐ 別添図等 ☐ その他 () ☐ 別途協議
☐	☐ 転用あり ()	
☐	☐ 兼用あり ()	
☐	☐ その他 ()	

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.7

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
仮設備関係	☒ 水替工（縮切排水工）	☒ 施工条件の指定なし ☐ 施工条件の指定あり ① 水替工（縮切排水工）の水替日数は、概算数量としていたため、設計変更の対象とする。 概算延べ水替日数： ② 受注者は、工事着手前に計画工程表等（対象工種、期間等）を作成し、それを基に、監督員と必要とする水替日数を協議すること。工事着手後、計画を変更が生じた場合は、随時、協議を行い、計画を見直すこと。なお、水替日数の算出は、果が定める作業日当たり標準作業量等を用いたものとし、現場条件等により果の標準作業量等と差が生じる場合は、その理由を明確にした計画をもって協議すること。また、実績日数の確認方法についても合わせて協議を行うこと。 ③ 水替工（縮切排水工）完了後、協議により定めた実績日数が確認できる資料を提出すること。 ☐ その他（ ）
		☐ 仮設物の構造及び施工方法の指定 ☐ 施工方法（ ） ☐ その他（ ）
再生材使用関係		☐ 再生材使用の指定あり ☐ 六価クロム溶出試験あり（環境告示第46号溶出試験） ☒ 三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品の使用について
		（認定製品の品名： ☐ 盛土材 ☐ 埋戻し材 ☐ サンドクッション材 ☐ 上層路盤材 ☐ コンクリート二次製品 ☐ グレーチング ☐ その他（ ） ☒ 下記製品を本工事で使用する場合は、三重県リサイクル製品利用推進条例に基づく認定製品を使用するように努める。 （認定製品の品名： 間伐材製工事用パルクード・看板・標示板） ☐ その他（ ）
コリンズ作成・登録	☒ コリンズ（CORINS）の作成・登録	三重県公共工事共通仕様書に基づき、コリンズ（CORINS）の作成・登録を行うこと。
	☒ 建設副産物情報交換システム ☐ 建設発生土情報交換システム	☒ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設副産物情報交換システムにデータを入力すること。 ☐ 三重県公共工事共通仕様書に基づき、建設発生土情報交換システムのデータ更新を行うこと。
提出書類	☒ 工事完成報告書	工事完成報告書の提出部数は2部とする。また、様式については、津市ホームページ（入札等に関する各種様式（工事・コンサル）に定められたものとする。
	☒ 完成写真 ☒ 施工計画書（作業主任者） ☒ 施工体制台帳	☒ 完成写真は、着手前・施工中・完成時に、起点及び終点において必ず同一方向となるように撮影し、3枚1組として、工事写真帳の上部・中段・下段に整理し、完成写真として提出するものとする。（提出部数 2部 用紙サイズ：A4） ☒ 作業主任者を選任すべき作業については、作業名及び作業主任者の氏名等を施工計画書へ記述するとともに資格者証の写しを施工計画書へ添付して提出すること。また、就業制限の対象業務及び特別教育の必要な対象業務も同様とする。 ☒ 工事を施工するために下請契約（一次の下請負人となる警備業者との契約含む）を締結した場合、工事着手までに、原則として電子データで施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、添付書類も含めその写しを監督員に提出すること。また、施工体制に変更が生じた場合も同様とする。
提出書類	☒ 部分下請通知書	工事の一部において、下請負に付する場合には、部分下請通知書を当該下請負業者の施工開始日までに提出すること。部分下請通知書には、下請負業者（再下請負業者を含む）との契約書等の写し、主任技術者等の資格者証の写し及び主任技術者等の雇用関係書類を添付するものとする。なお、建設業にない下請負の場合、書面上の主任技術者等と読み替え、下請負業者に当該業務の資格者証の写しを添付するものとする。また、添付書類については、施工体制台帳と兼ねることができ。
	☒ 工事使用材料 ☐ 本管TV調査結果 ☐ その他（ ）	☒ 工事に使用する材料は、設計図書に品質規格を特に明示した場合を除き、三重県公共工事共通仕様書（令和2年8月）に示す規格に適合したものとす。また、使用材料の品質証明の資料確認（提示及び提出）は、施工計画書作成時に監督員と協議すること。 ☒ 管架敷設後は、テレビカメラにて管内を確認し成果品をDVD-Rにて提出すること。なお、漏水等を発見した場合、速やかに監督員に報告し、適切に処置すること。 ☐ その他（ ）

（注）上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.8

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
電子納品	☒ 工事完成図書（工事写真含む） ☐ 電子納品対象外	☒ 工事完成図書は電子納品とする。ただし、電子化が困難な部分について監督員と協議承諾を得たものについてはこの限りではない。また、受注者が希望しない場合は監督員の承諾を得て、電子納品としないことができる。 電子媒体の提出部数は、（ ☒ 2部 ☐ 部）とする。 ☐ 三重県CALS電子納品運用マニュアル（令和 5 年 7 月改訂）を適用
薬液注入関係	☐ 薬液注入工法等の指定あり ☐ 提出書類あり ☐ 注入量の確認、注入の管理及び注入の効果の確認 ☐ その他（ ）	☐ 設計条件（ ） 工法区分（ ） 材料種類（ ） 施工範囲（ ） ☐ 削孔数量（ ） 注入量（ ） その他（ ） ☐ 工法関係（ ） 材料関係（ ）
社会保険等未加入対策	☒ 社会保険等未加入対策（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険） ☐ その他（ ）	☒ 適用除外でないにも関わらず社会保険等に未加入である建設業者を下請負人としてはならない。 受注者は、施工体制台帳・再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請業者が社会保険等に加入しているかどうかを確認すること。また、発注者が加入状況を証明する書類の提出又は提示を求めた場合、速やかに対応すること。
法定福利費の負担	☒ 法定福利費を明記した標準見積書の活用	☒ 法定福利費は事業主が負担しなければならない社会保険料であり、元請負人及び下請負人は見積時に法定福利費を必要経費として適正に確保する必要があります。元請負人は標準見積書の活用等による法定福利費相当額を内訳明示した見積書の提出を下請人に働きかけること。また、二次下請以降についても同様に標準見積書の活用にも努めること。 （津市HP「仕事・産業－入札・契約－工事・建設コンサルタント関係－調達契約課からのお知らせ（工事・コンサル）」を参照）
配慮依頼事項	☒ 下請契約又は再委託において市内本店事業者の活用 ☒ 資材、原材料の市内本店事業者からの調達及び地元製品の使用 ☒ 建設機械、機器等の借入れ ☒ 使用人等において市民の活用	☒ 下請契約又は再委託（一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者含む。）が認められた契約にあっては、下請契約又は再委託等に於いて市内本店事業者を活用することに配慮すること。 ☒ 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用することに配慮すること。 ☒ 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れることに配慮すること。 ☒ 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用するよう配慮すること。
特別監理技術者の設置	☒ 特別監理技術者の設置	☒ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特別監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書「特定管理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」参照） ☒ 締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図るため必要な事項を定める。
津市公契約条例	☒ 津市公契約条例に関する特記	1 受注者の責務 (1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者に対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。 2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあっては、別紙誓約事項に違反したとき。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレખ当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。明示事項に変更が生じた場合及び明示されていない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

特記仕様書（施工条件明示一覧表）

No.10

明 示 項 目	明 示 事 項	条 件 及 び 内 容
津市工事請負の 地元調整	津市工事請負の地元調整に関する特記仕様書	1 越旨 津市工事請負に係る地元調整については、三重県公共工事共通仕様書（以下「共仕」という。）の「受注者は、工事の施工にあたり、地域住民との間に紛争が生じないように努めなければならない」と及び特記仕様書の「受注者は、工事中の適切な安全確保の措置等の一切の手段について、自らの責任において定め、工事を実施すること」と記載されている。しかしながら、地元代表者に着工同意権があるように誤った解釈がされ、工事実施に支障をきたす事例が発生した。このことから、本特記仕様書において、工事説明の進め方や不当要求行為等への対応について、必要な事項を定めるものである。 2 発注者及び受注者の責務 (1) 工事発注に係る工事の必要性、設計図書における工事的目的物の仕様及び施工条件などに係る地元調整に関することは、発注者の責務とする。 (2) 上記(1)以外の工事的目的物を完成するための施工に関する必要な地元調整は、受注者の責務とする。 3 定義 (1) 「地元代表者等」とは、連合自治会長、自治会長等地域をとりまとめる者をいう。また、水利組合、漁業協同組合等など利害関係者の代表者を含むものとする。 (2) 「不当要求行為等」とは、 ア 正当な理由なく面会を強要する行為又は拒否する行為 イ 暴力行為、脅迫行為 ウ 正当な権利行使を装い、又は社会常識を逸脱した手段により金銭又は権利又は権利を不当に要求する行為 エ 粗野又は乱暴な言動により他人に不安又は嫌悪の情を抱かせる行為 オ 下請負人等に特定の者を採用するよう要求する行為 (3) 「下請負人等」とは、工事に係る下請負人、資材業者、運搬業者、測量業者及び設備・物品納入業者等をいう。 4 工事説明の進め方 (1) 発注者は、発注前に地元代表者等と工事の目的、内容・効果、工事実施の条件等について協議を整え発注し、受注者決定後、工事名、工事場所、工期及び受注者について地元代表者等に依頼して、施工近隣住民に周知を行う。 (2) 受注者は、受注後速やかに施工計画書を作成することとし、発注者による周知を行った後、工事開始時期、工事実施期間、交通規制方法など工事施工に関する内容を、地元代表者等に説明することとし、工事施工に関すること以外の工事の目的、内容・効果等受注者のみで対応できない説明を求められた場合には、発注者が同行のもと説明を行うものとする。 (3) 受注者は、地元代表者等への説明後、共仕の「工事中の安全確保（工事説明書）」に基づき、必要に応じて、工事内容、工事実施期間、交通規制方法及び受注者連絡先を記した工事への協力を求めるための文書を作成し、配布するなど工事現場の説明性の向上を図るものとする。 (4) 受注者の説明に対し、地元代表者等の協力を得ることができない場合は、工事名、工事場所、工期及び受注者について施工近隣住民等へ各戸配布により周知し、協力を求めるなど受注者及び発注者と協議し、工事を進めるものとする。 (5) 工事着手後、施工方法等に変更が生じた場合は、必要に応じて、受注者は地元代表者等に説明すること。また、工事の施工に関する苦情や要望は、受注者が対応にあたるものとする。ただし、受注者の責務を果たしたうえで受注者のみで解決が困難な場合は、発注者も同行し、対応に当たるものとする。 (6) 受注者は、地元調整を行った場合は工事実施に向けて調整及び協議した経緯を記録した書面、配布した文書等を工事打合せ簿に添えて監督員に提出すること。 5 不当要求行為等 (1) 受注者は、不当要求行為等を受けた場合は、速やかに発注担当部(局)の部次長等（津市事務分掌規則（平成18年1月1日規則第6号）第4条第1項第2号に規定する部次長、同条第2号の2項に規定する局長及び同条第5項第2号に規定する担当参事をいう。）に報告するとともに、所轄の警察署及び暴力追放三重県センターに通報を行うものとする。また、下請負人等が不当要求行為等を受けた場合は、その事実を受注者から発注担当部(局)の部次長等へ報告するとともに、下請負人等に所轄の警察署及び暴力追放三重県センターへ通報をさせるものとする。 (2) 受注者による地元調整において、発注者が同行した際に、不当要求行為等を受けた場合は、受注者、発注者双方が所轄の警察署及び暴力追放三重県センターに通報を行うものとする。 (3) 受注者及び下請負人等は、不当要求等を受けた事実を記録しておくしなければならない。
その他	その他（ ）	その他（契約後JA全農みえと工事調整を行うこと）

(注) 上記受託業務事項・条件及び内容のレ印当該欄は、作業に当たって制約を受ける事となるので明示する。
 明示事項に変更が生じた場合及び明示されない制約等が発生したときは、発注者と別途協議し適切な措置を講ずるものとする。
 別途協議とは、設計・現場説明又は作業打合せ等により協議するものとする。

津市上下水道事業局
令和6年4月